

○ 山形県環境影響評価技術指針の一部改定

平成 12 年 2 月 18 日
山形県告示第 136 号

改正 平成 19 年 5 月 1 日告示第 497 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 280 号
改正 令和 5 年 1 月 24 日告示第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この指針は、山形県環境影響評価条例（平成 11 年 7 月県条例第 29 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行うための手法の選定その他環境影響評価を行うために必要な事項について定めるものである。

2 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 環境要素 環境を構成する要素
- (2) 計画段階配慮事項 配慮書対象事業に係る環境保全のために配慮すべき事項を便宜的に類型化した環境要素の区分
- (3) 選定事項 計画段階配慮事項の中から、実際に調査、予測及び評価を行うために選定する事項
- (4) 環境影響評価の項目 環境影響評価を行うために便宜的に類型化した環境要素の区分
- (5) 選定項目 環境影響評価の項目の中から、実際に調査、予測及び評価を行うために選定する項目
- (6) 影響要因 配慮書対象事業及び対象事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある事業の行為等
- (7) 事業特性 配慮書対象事業及び対象事業の内容
- (8) 地域特性 事業実施想定区域及び対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況

3 留意事項

配慮書事業者及び事業者は、配慮書対象事業及び対象事業に係る事業特性及び地域特性を勘案して、影響要因を把握し、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

配慮書事業者及び事業者は、選定事項及び選定項目ごとに環境の現状及び過去の状況並びに将来の環境に影響をおよぼす事項について調査し、事業の実施に伴う環境の変化を予測して、事業計画の内容を評価するものとする。この場合、対象事業においては、環境の変化への対策として施される環境保全措置等を勘案の上、当該対象事業の実施が地域の環境に及ぼす影響について総合的に評価するものとする。

配慮書事業者及び事業者は、計画段階配慮事項の検討及び環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映できるように、計画作成の早い段階から環境影響評価の手続を開始することが望ましい。この場合、事業計画の内容は、環境影響評価の実施状況に併せ適宜修正されるものとする。ただし、準備書作成後に、事業に係る位置、面積、延長等の修正を行う場合には、山形県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 7 月県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 35 条又は第 40 条に規定する軽微な修正その他の修正を除き、環境影響評価の手続を再実施することとする。

第 2 計画段階配慮事項の検討に関する事項

1 位置等に関する複数案の設定

- (1) 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- (2) 配慮書事業者は、位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。
- (3) 配慮書事業者は、位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業を実施する場合その他当該配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

2 事業特性の把握

配慮書事業者は、計画段階配慮事項の検討を行うために、必要に応じ次の表に掲げる情報ごとにその内容を把握するものとする。

情報の名称	内 容
事業の目的等	事業の目的、計画を策定するに至った経緯等
事業実施想定区域の位置	位置、区域等
計画面積及び延長等	全体面積、現況地目別面積、自然地改変率、延長等
事業活動の内容等	事業活動の種類・概要・規模、利用者見込み数、従業員数等
施設計画等	建築物・工作物等の位置、構造等
土地利用計画等	施設用途別面積等
給水計画等	水源、使用水量等
雨水排水計画等	集水区域、計画排水量、排水施設の種類、放流河川等
汚水排水計画等	計画汚水量、排水施設の種類、処理方法、排水量、放流河川等
燃料等使用計画	使用燃料等の種類・使用量、燃料等の消費施設の種類・規模等
廃棄物処理計画	種類別計画処理量、処理方法、残さ等の処分先、処理施設の種類等
環境保全計画等	環境保全の計画、緑化の計画、緑地面積等
道路計画等	工事用道路、利用道路等、交通量等
工事予定等	工事着工予定年月、供用開始予定年月等
工事計画等	伐採面積、切土・盛土の面積・土量、土石の搬入、残土処理計画、工事方法、使用機械・資材、工事工程等
事業活動終了後の計画その他	工作物の撤去又は廃棄の計画、跡地の整地、その他必要な事項

3 地域特性の把握

配慮書事業者は、計画段階配慮事項の検討を行うために、必要に応じ次の表に掲げる情報を把握するものとする。この場合において、配慮書事業者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 入手可能な最新の文献その他の資料により当該情報を把握し、当該資料の出典を明らかにすること。
- (2) 必要に応じ、関係する地方公共団体及び専門家その他の知見を有する者（以下「専門家等」という。）から情報を聴取し、又は現地の状況を確認すること。
- (3) 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の環境に影響を及ぼす事項を把握すること。

区分	情報の名称	内 容
自然環境 の把握	気候及び気象	風向、風速、気温、降水量、積雪深等
	水文及び水象	河川・湖沼・海域・地下水の状況及び地理的分布、河川の流量・流速、洪水の履歴等
	大気質及び水質等	大気質・騒音・振動・悪臭・水質・水底の底質の状況等
	土壌及び地盤	土壌・地盤の状況、土壌汚染、地盤沈下等
	地形及び地質	地形・地質の状況、注目すべき地形・地質、災害履歴等
	植物、動物及び生態系	植物・動物の生育・生息及び分布の状況、注目すべき種の存在、植生、生態系等
	景観及び人と自然とのふれあい活動の状況	景観資源、眺望景観、景勝地、野外レクリエーションの場等
社会状況 の把握	人口及び産業の状況	市町村境界、市町村別の人口・人口動態・主な産業・産業構造等
	土地利用の状況	土地利用の概況及び変遷、都市計画の状況等
	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	水域の概況、水面利用、水利用、漁業権の設定状況等
	交通の状況	道路交通・沿道状況、鉄道・空港・港湾の状況等
	環境の保全についての配慮が必要な施設及び住宅の配置の概況	学校、病院その他の環境の保全について配慮が必要な施設の状況、住宅・集落の状況等
	環境整備の状況	上下水道の整備の状況、廃棄物処理施設の状況等
	地域及び地域の文化の状況	改変を受ける地域及びその周辺の人口・産業・土地利用の概況、地域に密接に関連する伝承文化の状況、有形の文化財の状況、史跡、名勝、歴史的文化的所産、遺跡の分布状況、埋蔵文化財包蔵地の状況、伝承文化の概況等
	各種計画等の策定状況	地方公共団体の総合計画、環境に関する計画・施策等
	環境の保全を目的とした法令等による指定、規制等の状況	環境基準、公害防止に係る規制地域、環境基準の類型指定地域、自然環境保全に係る地域、国立・国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区等
	その他	大気質、騒音、振動、悪臭、水質等に関する苦情の状況その他必要な事項

4 影響要因の把握

配慮書事業者は、計画段階配慮事項を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性についての情報を勘案し、あらかじめ影響要因を把握するものとする。この場合、配慮書事業者は、次に掲げる影響要因を事業特性及び地域特性に応じて、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて、既存の環境を損ない、又は変化させる等の要因に細区分するものとする。

(1) 当該配慮書対象事業に係る工事の実施（当該配慮書対象事業の一部として、事業実施想定区域

内にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該工作物の撤去又は廃棄を含む。）

- (2) 当該配慮書対象事業に係る工事完了後の土地又は工作物の存在及びこれらにおいて行われる事業の活動その他の人の活動（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該工作物の撤去又は廃棄を含む。）

5 計画段階配慮事項の選定

配慮書事業者は、事業特性及び地域特性を踏まえ、影響要因が地域の環境に及ぼすと考えられる影響を勘案して、次に掲げる環境要素の中から必要な計画段階配慮事項を客観的かつ科学的に検討の上、選定するものとする。この場合、配慮書事業者は、選定事項に係る環境要素について、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼす影響の程度を勘案して適切に細区分するものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る項目

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 騒音（周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）

(ウ) 振動

(エ) 悪臭

(オ) その他の大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(イ) 水底の底質

(ウ) 地下水の水質及び水位

(エ) その他の水環境に係る環境要素

ウ 土壌環境・その他の環境

(ア) 地形及び地質

(イ) 地盤

(ウ) 土壌

(エ) 日照障害、電波障害、光害（反射光）その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に係る項目

ア 植物

イ 動物

ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かなふれあいに係る項目

ア 景観

イ 人と自然とのふれあい活動の場

ウ 地域及び文化

(4) 環境への負荷に係る項目

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用に伴い地球環境を損なうおそれがあるものをいう。以下同じ。）

6 計画段階配慮事項の選定に当たっての留意事項

- (1) 配慮書事業者は、必要に応じ専門家等の助言を受けるとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の属性も明らかにするよう努めるものとする。

(2) 配慮書事業者は、選定事項として選定した理由を明らかにするものとする。

第3 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

1 一般的事項

配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、配慮書事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。また、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果を適切に把握できるように選定するものとする。

2 調査、予測及び評価の基本的な方針

(1) 第2の5の(1)の「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る項目」に掲げる選定事項については、環境基本法(平成5年法律第91号)第14条第1号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定事項に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化(構成要素そのものの量的な変化を含む。)の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。

(2) 第2の5の(2)の「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に係る項目」に掲げる選定事項については、環境基本法第14条第2号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「植物」及び「動物」に係る選定事項については、陸生及び水生の植物・動物に関し、生育・生息種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布状況、生育・生息状況及び重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地等の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「生態系」に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境に対する影響の程度を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法によるものとする。

(ア) 自然林、湿原、藻場、さんご群集、自然海岸等人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境

(イ) 里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境

(ウ) 水源かん養林、防風林及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境

(エ) 都市に残存する樹林地及び緑地(社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

(3) 第2の5の(3)の「人と自然との豊かなふれあいに係る項目」に掲げる選定事項については、環境基本法第14条第3号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「景観」に係る選定事項については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「人と自然とのふれあい活動の場」に係る選定事項については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然とのふれあい活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

ウ 「地域及び文化」に係る選定事項については、事業実施想定区域及びその周囲における地域社会の状況(地域に密接に関連する伝承文化を含む。)並びに歴史的文化的資源(有形の文化的所産である建造物又はこれに類するもの、史跡、名勝地等で価値の高いもの及び埋蔵文化財包蔵地をいう。)の状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

ただし、地域社会に与える影響に係る評価は、配慮書対象事業の実施による集落の消失、地域の分断、生産基盤の喪失等の地域の物理的変化が地域社会に及ぼす影響に対して、配慮書事業者が講じた、又は講じようとする措置を記載することにより評価に代えるものとする。

- (4) 第2の5の(4)の「環境への負荷に係る項目」に掲げる選定事項については、環境基本法第2条第2項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

3 調査について

配慮書事業者は、選定した事項について適切に予測及び評価を行うために、選定事項に係る環境要素の現状及び過去の状況並びに将来の環境に影響を及ぼす事項に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等を収集し、その結果について整理し、及び解析するものとする。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を収集し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析するものとする。

(1) 調査すべき情報の種類及び調査法

配慮書事業者は、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項に係る予測及び評価のために必要な精度が得られるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法（以下「調査法」という。）を選定するものとする。

法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ、適切な調査法を選定するものとする。

(2) 調査地域

調査地域の設定に当たっては、調査対象となる情報の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次のア又はイの地域が設定されるものとする。

ア 配慮書対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域

イ 環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等

(3) 調査によって得られる情報の整理の方法

調査によって得られる情報は、当該情報の出自及びその妥当性が明らかにできるように次の内容が整理されるものとする。

ア 当該情報が記載されていた文献名

イ 当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等

また、希少生物の生育・生息に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとする。

(4) 環境への影響の少ない調査法の選定

現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査法を選定するものとする。

4 予測について

配慮書事業者は、配慮書対象事業を実施することにより地域の環境にどのような変化が生じるかを事前に予測するものとする。予測は、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事中及び供用時における環境の状態の変化又は環境への負荷の量を、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、既存事例の引用、解析その他の方法により定量的に把握することを基本

とし、定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握することにより行うものとする。

(1) 予測法

配慮書事業者は、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、具体的な予測の方法（以下「予測法」という。）を選定するものとする。

(2) 予測地域

予測の対象となる地域の範囲（以下「予測地域」という。）は、事業特性及び地域特性を勘案し、選定事項ごとの調査地域の内から適切に設定されるものとする。

(3) 予測の前提条件の明示

予測法の選定に当たっては、地域の状況等に照らし、次の事項についてそれぞれの内容とその選定理由を予測の結果との関係と併せて明示するものとする。

ア 予測地域等の設定の根拠

イ 予測の手法の特徴及びその適用範囲

ウ 予測の前提となる条件

エ 予測で用いた原単位及びパラメーター等

(4) 予測の不確実性の検討

科学的知見等に限界があつて環境への影響を正確に予測し難い場合には、不確実性の内容について明示するものとする。

5 評価について

(1) 評価に係る一般的事項

配慮書事業者は、調査及び予測の結果を踏まえ、配慮書対象事業の実施により、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、次の事項を明らかにして評価を行うものとする。

ア 位置等に関する複数案が示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較されているか否か

イ 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書事業者により実行可能な範囲内で影響が回避され、又は低減されているか否か

(2) 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価に当たって、環境基準、環境に関する計画その他の国又は地方公共団体による施策によって、選定事項に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにするとともに、当該基準又は目標の達成状況、環境に関する計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討するものとする。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該基準と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについても検討するものとする。

(3) 配慮書事業者以外が行う環境保全措置等

評価に当たって配慮書事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明示するものとする。

6 計画段階配慮事項の検討に係る手法の選定に当たっての留意事項

(1) 配慮書事業者は、必要に応じ専門家等の助言を受けるとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の属性も明らかにするよう努めるものとする。

(2) 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の

結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及び調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

(3) 配慮書事業者は、選定した手法及び選定の理由を明らかにするものとする。

7 配慮書の作成に関する事項

配慮書の作成に当たっては、その記述を簡潔かつ客観的に行うように努めるものとし、次の表に掲げる事項ごとにその内容を記載することにより作成するものとする。また、選定事項については、位置等に関する複数案ごとに、影響要因と環境要素の細区分を明らかにした表（以下「選定事項表」という。）を作成し、一覧できるようにするものとする。

事 項	内 容
1 配慮書事業者の氏名及び住所	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
2 配慮書対象事業の目的及び内容	配慮書対象事業の目的及び内容（配慮書対象事業の背景、経緯及び必要性を含む。）、事業特性の情報内容の概況、位置等に関する複数案の設定の経緯及びその内容（設定しない場合は、その理由）、位置等に関する複数案の設定にあたり事業を実施しないこととする案を設定した経緯及びその内容
3 事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域、地域特性の概況、関係図等
4 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの	選定事項表、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の内容及び選定理由、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって専門家等の助言を受けた場合にはその内容及び専門家等の専門分野等並びに計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

第4 配慮書対象事業に係る計画の立案の段階で技術指針で定める事項

条例第4条の2の技術指針で定める事項は、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

第5 環境影響評価の項目の選定に関する事項

1 事業特性及び地域特性の把握

事業者は、対象事業に係る環境影響評価項目等についての検討を行うに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。この場合において、計画段階配慮事項についての検討後に追加的に収集した情報が含まれるように努めるものとする。

(1) 事業特性の把握について

事業者は、環境影響評価を行うために、必要に応じ第2の2の表に掲げる情報ごとにその内容を把握するものとする。この場合において、事業者は、環境影響評価を行う対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握するものとする。

(2) 地域特性の把握について

事業者は、環境影響評価を行うために、必要に応じ第2の3の表に掲げる情報を把握するもの

とする。この場合において、事業者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ア 入手可能な最新の文献その他の資料により当該情報を把握し、当該資料の出典を明らかにすること。
- イ 必要に応じ、関係する地方公共団体及び専門家その他の知見を有する者から情報を聴取し、又は現地の状況を確認すること。
- ウ 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の環境に影響を及ぼす事項を把握すること。

2 影響要因の把握

事業者は、環境影響評価の項目を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性を勘案し、あらかじめ影響要因を把握するものとする。この場合、事業者は、次に掲げる影響要因を事業特性及び地域特性に応じて次の表の細区分の例により、既存の環境を損ない、又は変化させる等の要因に細区分するものとする。

- (1) 当該対象事業に係る工事の実施（当該対象事業の一部として、対象事業実施区域内にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該工作物の撤去又は廃棄を含む。以下「工事」という。）
- (2) 当該対象事業に係る工事完了後の土地又は工作物の存在及びこれらにおいて行われる事業の活動その他の人の活動（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該工作物の撤去又は廃棄を含む。以下「存在・供用」という。）

影響要因の区分	細 区 分
工 事	機械の稼働、資材の運搬、立木の伐採、造成工事、切土盛土等、既存工作物の撤去、工作物の設置、土砂の採取、工事用道路の設置、残土の発生等
存在・供用	施設・工作物の存在、敷地の存在、車両の走行、工作物の供用、土地の利用、施設の稼働、施設の利用、物質の使用・排出、廃棄物の発生・処理、工作物の撤去又は廃棄後の跡地の存在等

3 環境影響評価の項目の選定

事業者は、事業特性及び地域特性を踏まえ、影響要因が地域の環境に及ぼすと考えられる影響を勘案して、次に掲げる環境影響評価の項目の中から必要な項目を客観的かつ科学的に検討の上、選定するものとする。この場合、事業者は、選定項目に係る環境要素について、方法書手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼす影響の程度を勘案して適切に細区分するものとする。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る項目

- ア 大気環境

- (ア) 大気質
- (イ) 騒音
- (ウ) 振動
- (エ) 悪臭
- (オ) その他の大気環境に係る環境要素

- イ 水環境

- (ア) 水質
- (イ) 水底の底質
- (ウ) 地下水の水質及び水位
- (エ) その他の水環境に係る環境要素

- ウ 土壌環境・その他の環境

- (ア) 地形及び地質
- (イ) 地盤

- (ウ) 土壌
- (エ) 日照障害、電波障害、光害（反射光）その他の環境要素
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に係る項目
 - ア 植物
 - イ 動物
 - ウ 生態系
- (3) 人と自然との豊かなふれあいに係る項目
 - ア 景観
 - イ 人と自然とのふれあい活動の場
 - ウ 地域及び文化
- (4) 環境への負荷に係る項目
 - ア 廃棄物等
 - イ 温室効果ガス等

4 環境影響評価の項目の選定に当たっての留意事項

- (1) 事業者は、別表1第1項から第22項までの表の注書に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案し、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。
- (2) 事業者は、必要に応じ専門家等の助言を受けるとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の属性も明らかにするよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、必要に応じ参考項目を選定しないことができる。
 - ア 参考項目に関する環境への影響がないこと又は環境への影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
 - イ 対象事業の実施区域又はその周辺に参考項目に関する影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- (4) 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は、環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合等にあつては、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。
- (5) 事業者は、選定項目として選定した理由を明らかにするとともに、参考項目を選定しない場合にあつても、当該理由を明らかにするものとする。

第6 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

1 調査、予測及び評価の基本的な方針

- (1) 第5の3の(1)の「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る項目」に掲げる選定項目については、環境基本法第14条第1号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。
- (2) 第5の3の(2)の「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に係る項目」に掲げる選定項目については、環境基本法第14条第2号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。
 - ア 「植物」及び「動物」に係る選定項目については、陸生及び水生の植物・動物に関し、生育・生息種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布状況、生育・生息状況及び重要な群落

の分布状況並びに動物の集団繁殖地等の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「生態系」に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、アの調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生育・生息環境の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法によるものとする。

(3) 第5の3の(3)の「人と自然との豊かなふれあいに係る項目」に掲げる選定項目については、環境基本法第14条第3号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「景観」に係る選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「人と自然とのふれあい活動の場」に係る選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然とのふれあい活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

ウ 「地域及び文化」に係る選定項目については、対象事業実施区域及びその周囲における地域社会の状況（地域に密接に関連する伝承文化を含む。）並びに歴史的文化的資源（有形の文化的所産である建造物又はこれに類するもの、史跡、名勝地等で価値の高いもの及び埋蔵文化財包蔵地をいう。）の状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

ただし、地域社会に与える影響に係る評価は、対象事業の実施による集落の消失、地域の分断、生産基盤の喪失等の地域の物理的変化が地域社会に及ぼす影響に対して、事業者が講じた、又は講じようとする措置を記載することにより評価に代えるものとする。

(4) 第5の3の(4)の「環境への負荷に係る項目」に掲げる選定項目については、環境基本法第2条第2項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量等を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。

2 計画段階配慮事項の検討に伴う情報及び結果の活用

事業者は、環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価に当たっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用するものとする。

3 調査について

事業者は、選定した項目について適切に予測及び評価を行うために、選定項目に係る環境要素の現状及び過去の状況並びに将来の環境に影響を及ぼす事項に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、次に掲げる方法により収集し、その結果について整理し、及び解析するものとする。

ア 国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集

イ 専門家等からの科学的知見の収集

ウ 現地調査・踏査等

(1) 調査すべき情報の種類及び調査法

事業者は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価のために必要な精度が得られるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法（以下「調査法」という。）を選定するものとする。

る。この場合において、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえるものとする。

法令等により調査法が定められている場合には、当該調査法を踏まえつつ、適切な調査法を選定するものとする。

(2) 調査地域

調査地域の設定に当たっては、調査対象となる情報の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次のア又はイの地域が設定されるものとする。

ア 対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域

イ 環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等

(3) 調査の地点

調査地域内における調査の地点の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、次のような地点が設定されるものとする。

ア 地域を代表する地点

イ 当該情報の収集等に適切かつ効果的な地点

(4) 調査の期間及び時期

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期が設定されるものとする。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間が選定されるものとする。

また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とが対照されるものとする。

(5) 調査によって得られる情報の整理の方法

調査によって得られる情報は当該情報の出自及びその妥当性が明らかにできるように次の内容が整理されるものとする。

ア 当該情報が記載されていた文献名

イ 当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等

また、希少生物の生育・生息に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとする。

(6) 環境への影響の少ない調査法の選定

調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査法を選定するものとする。

4 予測について

事業者は、対象事業を実施することにより地域の環境にどのような変化が生じるかを事前に予測するものとする。予測は、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事中及び供用時における環境の状態の変化又は環境への負荷の量を、次のいずれかの方法のうち1つ以上の方法により定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握することにより行うものとする。

ア 数理モデルによる数値計算

イ 模型等による実験

ウ 既存事例の引用又は解析等

(1) 予測の在り方

事業者は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して、対象事業以外の事業活動等がもた

らす将来の地域環境を明らかにできるよう整理し、それに及ぼす対象事業の実施による影響を予測するものとする。ただし、将来の地域環境の推定が困難な場合においては、現在の地域環境に対して対象事業の実施が及ぼす影響を予測するものとする。

なお、将来の地域環境の推定に当たって国又は地方公共団体が講ずる環境保全措置又は環境保全施策の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにするものとする。

(2) 予測法

事業者は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、具体的な予測の方法（以下「予測法」という。）を選定するものとする。

(3) 予測地域

予測の対象となる地域の範囲（以下「予測地域」という。）は、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目ごとの調査地域の内から適切に設定されるものとする。

(4) 予測の地点

予測地域内における予測の地点は、選定項目の特性、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、次のような地点が設定されるものとする。

ア 地域を代表する地点

イ 特に影響を受けるおそれがある地点

ウ 保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点

(5) 予測の対象となる時期

予測の対象となる時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を勘案し、選定項目ごとに、供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による影響が最大になる時期等の環境影響を的確に把握できる時期が設定されるものとする。

また、工事を完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事を完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測が行われるものとする。

(6) 予測の前提条件の明示

予測法の選定に当たっては、地域の状況等に照らし、次の事項についてそれぞれの内容とその選定理由を予測の結果との関係と併せて明示するものとする。

ア 予測地域等の設定の根拠

イ 予測の手法の特徴及びその適用範囲

ウ 予測の前提となる条件

エ 予測で用いた原単位及びパラメーター等

(7) 予測の不確実性の検討と事後調査

科学的知見等に限界があつて環境への影響を正確に予測し難い場合には、不確実性の内容について明示するものとし、不確実性の状況によっては、第8の事後調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

5 評価について

(1) 評価に係る一般的事項

事業者は、調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、次の事項を明らかにして評価を行うものとする。

ア 事業者により実行可能な範囲内で影響が回避され、又は低減されているか否か

イ 国又は地方公共団体によって、選定項目に係る環境要素に関する環境保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否か

(2) 環境影響の回避又は低減に係る評価

対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶ影響が回避され、又は低減されているか否かについては、工作物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、次の検討方法等により評価するものとし、評価に係る根拠及び検討の経緯についても明示するものとする。

ア 事業計画の複数の案を検討の経緯に沿って、又は並行的に比較検討する方法

イ 実行可能なより良い技術が取れ入れられているか否かについて検討する方法

なお、これらの評価は、事業者により実行可能な範囲内で行われるものとする。

(3) 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価に当たって、環境基準、環境に関する計画その他の国又は地方公共団体による施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにするとともに、当該基準又は目標の達成状況、環境に関する計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討するものとする。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該基準と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについても検討するものとする。

(4) 事業者以外が行う環境保全措置等

評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明示するものとする。

(5) 総合評価について

事業者は、選定項目ごとの調査、予測及び評価の結果を一覧できるように取りまとめ、他の選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響及び環境保全措置の妥当性について検討を行い、当該対象事業の実施が地域の環境に及ぼす影響について、総合的に評価するものとする。

6 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項

(1) 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、別表1の注書に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、方法書手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ、参考項目ごとに別表2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案して選定するものとする。

(2) 事業者は、必要に応じ専門家等の助言を受けるとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の属性も明らかにするよう努めるものとする。

(3) 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

ア 参考項目に関する環境への影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

イ 対象事業の実施区域又はその周辺に参考項目に関する影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

ウ 類似の事例により影響の程度が明らかである場合

エ 予測及び評価のために必要な情報を標準的な調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかである場合

(4) 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、必要に応じ参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法を選定するものとする。

ア 事業特性により参考項目以外の項目に係る環境への影響が懸念される場合

イ 対象事業の実施区域又はその周辺に特に環境影響を受けやすい地域その他の対象が存在する場合

ウ 対象事業の実施区域又はその周辺に既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合

(5) 事業者は、環境影響評価を行なう過程において手法の選定に係る新たな事情が生じた場合等にあつては、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。

(6) 事業者は、選定した手法及び選定の理由を明らかにするものとするとともに、参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定した場合にあつても、理由を明らかにするものとする。

第7 環境の保全のための措置に関する事項

1 一般的事項

事業者は、予測の結果、対象事業の実施が選定項目に係る環境要素に著しい影響を及ぼすと判断される場合には、次の事項に留意し、環境保全措置を検討するものとする。

(1) 事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること。

(2) 当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めること。

2 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ、当該事業の実施により損なわれる環境要素を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討を行うものとする。この場合においては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにするものとする。

(1) 環境保全措置の期待される効果及び問題点

(2) 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

また、代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により生ずる新たな環境要素について、その内容を比較検討するものとし、代償措置の効果の根拠及び代償措置を講ずることが可能と判断した根拠を明示するものとする。

3 検討結果の検証と整理

環境保全措置を検討した場合には、その措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経緯を明らかにできるように整理するものとする。この場合において、当該検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにするものとする。また、位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理するものとする。

第8 事後調査

1 一般的事項

事業者は、次のいずれかに該当する場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業の工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。なお、事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとする。

また、必要に応じて、工事中又は供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合において、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

2 事後調査の項目及び手法の選定について

事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定すること。
- (3) 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるように項目及び手法を選定すること。
- (4) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない手法を選定すること。
- (5) 必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

3 事後調査の内容の記載について

事後調査の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

- (1) 事後調査を行うこととした理由
- (2) 事後調査の項目及び手法
- (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針
- (4) 事後調査の結果の公表の方法
- (5) 地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の情報を活用しようとする場合には、その者との協力又はその者への協力の要請の方法及び内容
- (6) 対象事業に係る工作物等が他の主体に引き継がれること等により事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合には、その実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びにその実施主体との協力又はその実施主体への協力の要請の方法及び内容
- (7) その他事後調査に関し必要な事項

第9 条例第5条第1項の技術指針で定める事項

条例第5条第1項の技術指針で定める事項は、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

第10 環境影響を受ける範囲と認められる地域に関する事項

1 配慮書における影響範囲について

配慮書の段階において、事業の実施により環境影響を受ける地域は、位置等に関する複数案について、文献その他資料等により客観的に判断するものとする。

2 方法書における影響範囲について

方法書の段階において、事業の実施により環境影響を受ける地域は、文献その他資料等により客

観的に判断するものとする。

3 準備書、評価書又は事後調査における影響範囲について

準備書、評価書又は事後調査の段階において、事業の実施により環境影響を受ける地域は、選定項目ごとに検討した影響の及ぶ範囲をすべて含むものとする。

第11 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の作成方法に関する事項

方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の作成に当たっては、その記述を簡潔かつ客観的に行うよう努めるものとし、必要に応じて書類の記載内容を補足する資料集（準備書及び評価書においては、条例第14条第1項及び第21条に規定する参考資料に該当するもの）を作成するものとする。

また、選定項目については、別表1の例により影響要因と環境要素の細区分の関係を明らかにした表（以下「選定項目表」という。）を作成し、一覧できるようにするものとする。

1 方法書の作成について

方法書は、次の表に掲げる事項ごとにその内容を記載することにより作成するものとする。

事 項	内 容
1 事業者の氏名及び住所	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
2 対象事業の名称、目的及び内容	対象事業の名称、目的及び内容（対象事業の背景、経緯（計画を策定する際に代替案の検討を行った場合にあつては、その計画を策定するに至った経緯）及び必要性を含む。）、事業特性の情報内容の概況、計画図等
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	対象事業実施区域、地域特性の概況、関係図等
4 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	配慮書において計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
5 配慮書に対する知事意見	配慮書に対する環境の保全の見地からの知事の内容
6 配慮書に対する知事意見についての事業者の見解	配慮書に対する知事の見解についての事業者の見解
7 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法その他	選定項目表、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）の内容及び選定理由
8 配慮書に対する意見の概要	条例第4条の6第1項に規定する期間中に提出された配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の内容の概要
9 配慮書に対する意見についての事業者の見解	条例第4条の6第1項に規定する期間中に提出された配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての事業者の見解
10 配慮書対象事業の規模等を決定する過程における環境の保全の配	配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその

慮に係る検討の経緯等	内容
------------	----

2 準備書の作成について

準備書は、次の表に掲げる事項ごとにその内容を記載することにより作成するものとする。

事 項	内 容
1 事業者の氏名及び住所	事業者の氏名及び住所
2 対象事業の名称、目的及び内容	事業の名称、目的及び内容（対象事業の背景、経緯（計画を策定する際に代替案の検討を行った場合にあっては、その計画を策定するに至った経緯）及び必要性を含む。）、事業特性の情報内容、計画図等
3 対象事業実施区域及びその周囲の概況	対象事業実施区域、地域特性の概況、関係図等
4 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	配慮書において計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
5 配慮書に対する知事意見	配慮書に対する環境の保全の見地からの知事の内容
6 配慮書に対する知事意見についての事業者の見解	配慮書に対する知事の内容についての事業者の見解
7 方法書に対する意見の概要	条例第8条第1項に規定する期間中に提出された方法書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の内容の概要
8 方法書に対する知事意見	方法書に対する環境の保全の見地からの知事の内容
9 方法書に対する意見についての事業者の見解	条例第8条第1項に規定する期間中に提出された方法書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての事業者の見解及び方法書に対する知事の内容についての事業者の見解
10 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	選定項目表、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の内容及び選定理由、専門家等の助言を受けた場合にはその内容及び当該専門家等の専門分野等
11 環境影響評価の結果	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）、環境保全措置の内容（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）、事後調査の内容（事後調査を行うこととした理由、事後調査の項目及び手法、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応の方針、事後調査の結果の公表の方法等）
12 総合評価	調査、予測及び評価の結果一覧表、環境影響の総合的な評価等
13 委託について	環境影響評価を委託した場合には委託を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

	地。一部の委託の場合は委託した部分の内容を含む。)
14 配慮書に対する意見の概要	条例第4条の6第1項に規定する期間中に提出された配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の内容の概要
15 配慮書に対する意見についての事業者の見解	条例第4条の6第1項に規定する期間中に提出された配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての事業者の見解
16 配慮書対象事業の規模等を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯等	配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
17 その他	方法書に記載した事項を修正し、又は方法書の記載に内容を追加した場合にはその理由及び新旧対照表その他必要な事項

3 評価書の作成について

評価書は、2の表の1から16までの項に掲げる事項及び内容に、次に掲げる事項ごとの内容を加えて作成するものとする。

事 項	内 容
17 準備書に対する提出意見の概要	条例第17条第1項に規定する期間中に提出された準備書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の内容の概要
18 準備書に対する知事意見	準備書に対する環境の保全の見地からの知事の意見の内容
19 準備書に対する意見についての事業者の見解	条例第17条第1項に規定する期間中に提出された準備書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての事業者の見解及び準備書に対する知事の意見についての事業者の見解
20 その他	準備書に記載した事項を修正し、又は準備書の記載に内容を追加した場合にはその理由及び新旧対照表、その他必要な事項

4 評価書の補正について

条例第21条の3第2項の規定による評価書に対する知事意見により、対象事業に係る評価書を補正するに当たっては、補正前の対象事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにするものとし、2の表の1から16までの項及び3の表の17から19までの項に掲げる事項及び内容に、次に掲げる事項の内容を加えて作成するものとする。

事 項	内 容
21 評価書に対する知事意見	評価書に対する環境の保全の見地からの知事の意見の内容
22 評価書に対する意見についての事業者の見解	評価書に対する知事の意見についての事業者の見解
23 その他	評価書に記載した事項を修正し、又は評価書の記載に内容を追加した場合にはその理由及び新旧対照表その他必要な事項

5 事後調査報告書の作成について

事後調査報告書は、次の表に掲げる事項ごとにその内容を記載することにより作成するものとする。

事 項	内 容
1 事業者の氏名及び住所並びに事後調査の実施主体	事業者の氏名及び住所、事後調査の実施主体の名称等
2 対象事業の名称、目的及び内容	事業の名称、目的及び内容（工事の内容又は土地若しくは工作物の供用開始後の利用の予測の結果を含む。）、計画図等
3 事後調査を行うこととした理由	評価書に記載した事後調査を行う理由
4 事後調査の項目及び手法	評価書に記載した事後調査の項目及び手法
5 対応の方針	評価書に記載した対応の方針
6 事後調査の結果	事後調査の結果の内容
7 今後の対応の方針その他	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針、専門家等の助言を受けた場合にはその内容及び当該専門家等の専門分野等、環境保全措置の内容（当該措置を行う時期を含む。）、計画図、その他必要な事項

別表1 (参考項目)

1 道路（農道及び林道を除く。）の建設事業

対象事業			規則別表第1第1項事業内容の欄第1号から第6号までに該当する対象事業												
環境要素の区分			工 事				存 在 ・ 供 用								
			建設機械の稼働	両運資の搬運に及ぶ機械の稼働	影に切響よる工時的な	に切土の工事的な	の工事設置	工事用道路の設置	存在は道路掘割(地表式)の存在	道路(嵩上げ)の存在	自動車の走行	休憩所の供用			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○									○	
			二酸化硫黄												
			浮遊粒子状物質												○
			粉じん等	○	○										
			有害物質等												
		騒音	騒音	○	○									○	
	振動	振動	○	○									○		
	悪臭	悪臭													
	水環境	水質	水の濁り				○								○
			水の汚れ												○
			水温												
			富栄養化												
			溶存酸素量												
			水素イオン濃度												
			有害物質等												
		底質	水底の泥土												
			水底の底質												
		地下水	地下水の水位												
	地下水の流れ														
	地下水の塩素イオン濃度														
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		○					
地盤		地下水の低下による地盤沈下													
土壌		土壌汚染													
その他		日照障害等							○						
自然環境の多様性及び生態系	植物	重要な種及び群落			○					○					
	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○					○					
	生態系	地域を特徴づける生態系			○					○					
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○					
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場								○					
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化								○					
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○										
		廃棄物													
	温室効果ガス等														

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 住宅地等の集中する市街地近郊で、切土をする工事その他相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事中の作業に必要な区域として「工事施工ヤード」を設置すること。
- (6) 道路の構造が、地表式、掘割式又は嵩^{かき}上式であること。
- (7) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が相当程度走行すること。
- (8) 必要に応じて、当該道路に休憩所（公衆便所を含む。）を設置すること。

2 農道及び林道の建設事業

対象事業			規則別表第1第1項事業内容の欄第7号から第10号までに該当する対象事業					
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存 在 ・ 供 用		
			建設機械の稼働	両運資の搬材の運行に及び機械車の	影に切響よ土る工等の工事	存農在道又は林道の	利用車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					
			二酸化硫黄					
			浮遊粒子状物質					
			粉じん等	○	○			
		有害物質等						
		騒音	騒音	○	○			
		振動	振動	○	○			
		悪臭	悪臭					
	水環境	水質	水の濁り			○		
			水の汚れ					
			水温					
			富栄養化					
			溶存酸素量					
			水素イオン濃度					
			有害物質等					
		底質	水底の泥土					
			水底の底質					
		地下水	地下水の水位					
	地下水の流れ							
	地下水の塩素イオン濃度							
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	地盤	地下水の低下による地盤沈下						
	土壌	土壌汚染						
	その他	日照障害等						
自然的生保環境の多様性	植物	重要な種及び群落		○		○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○		○		
	生態系	地域を特徴づける生態系		○		○		
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場				○		
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○		
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○			
		廃棄物						
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○					

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 農道又は林道の構造の種類に応じた工事用機械を用いて工事を行うこと。
- (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 切土をする工事その他相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事を行うこと。
- (4) 農道又は林道の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式であること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である農道又は林道が存在すること。
- (6) 当該農道又は林道上を自動車等が走行すること。

3 ダムの建設事業

対象事業			規則別表第1第2項事業内容の欄第1号に該当する対象事業												
影響要因の区分			工 事					存 在 ・ 供 用							
			ダムの堤体の工事	原石の採取の工事	工事用道路の設備及び設置の工事	建設発生土の処理	道路の付替の工事	ダムの堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	建設発生土処理場の存在	貯水池の存在及び貯			
環境要素の区分															
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素												
			二酸化硫黄												
			浮遊粒子状物質												
			粉じん等			○									
			有害物質等												
		騒音	騒音			○									
		振動	振動			○									
	悪臭	悪臭													
	水環境	水質	水の濁り			○								○	
			水の汚れ												
			水温											○	
			富栄養化											○	
			溶存酸素量											○	
			水素イオン濃度	○											
			有害物質等												
		底質	水底の泥土												
			水底の底質												
		地下水	地下水の水位												
	地下水の流れ														
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○						○			
地盤		地下水の低下による地盤沈下													
土壌		土壌汚染													
その他	日照障害等														
自然的生物多様性の保全	植物	重要な種及び群落			○						○				
	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○						○				
	生態系	地域を特徴づける生態系			○						○				
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観									○				
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場			○						○				
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化										○			
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○										
		廃棄物										○			
		温室効果ガス等													

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工、管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。
- (2) ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
- (3) 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備、濁水処理設備等の施工設備及び掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。
- (4) ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行うこと。
- (5) 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
- (6) ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- (7) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

4 せき 堰の建設事業

対象事業			規則別表第1第2項事業内容の欄第2号又は第3号に該当する対象事業					
影響要因の区分			工 事			存 在 ・ 供 用		
			堰 ^{せき} の工事	護岸の工事	堰 ^{せき} の掘削の工事	在 堰 ^{せき} 及び護岸の存	水区域の存在	堰 ^{せき} の供用及び湛 ^{たん}
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					
			二酸化硫黄					
			浮遊粒子状物質					
			粉じん等		○			
			有害物質等					
		騒音	騒音		○			
		振動	振動		○			
	悪臭	悪臭						
	水環境	水質	水の濁り		○			
			水の汚れ					
			水温					
			富栄養化					○
			溶存酸素量					○
			水素イオン濃度					
		底質	有害物質等					
			水底の泥土					○
		地下水	水底の底質					
			地下水の水位					○
	地下水の流れ							
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質	地下水の塩素イオン濃度					
重要な地形及び地質							○	
地盤		地下水の低下による地盤沈下						
土壌		土壌汚染						
その他	日照阻害等							
自然的生物全境の多様性及生態系	植物	重要な種及び群落		○			○	
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○			○	
	生態系	地域を特徴づける生態系		○			○	
人の豊かな自然ふと	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場		○			○	
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化					○	
環境負荷へ	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○				
		廃棄物						
		温室効果ガス等						

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 土砂等の掘削を行い堰^{せき}を設置する「堰^{せき}の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及び浚渫^{しゅんせつ}を行う「掘削の工事」を行うこと。
- (4) 堰^{せき}、護岸等の施設及び湛^{たん}水区域が存在すること。
- (5) 当該堰^{せき}を流水の貯留又は取水の用に供すること。

5 放水路の建設事業

対象事業			規則別表第1第2項事業内容の欄第4号に該当する対象事業			
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存在・供用
			る洪水を分流させる施設の工事	工放水路の掘削の	堤防の工事	び放水路の存在及び
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素			
			二酸化硫黄			
			浮遊粒子状物質			
			粉じん等		○	
			有害物質等			
		騒音	騒音		○	
	振動	振動		○		
	悪臭	悪臭				
	水環境	水質	水の濁り		○	
			水の汚れ			
			水温			
			富栄養化			
			溶存酸素量			
			水素イオン濃度			
			有害物質等			
		底質	水底の泥土			
			水底の底質			
		地下水	地下水の水位			
	地下水の流れ				○	
	地下水の塩素イオン濃度				○	
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	
		地盤	地下水の低下による地盤沈下			○
	土壌	土壌汚染				
	その他	日照阻害等				
的の生保環確物全境保のの及多体び様系自性	植物	重要な種及び群落		○	○	
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	
れの人あ豊といかな自然ふと	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○	
		ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場		○	○
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化			○	
の環負境荷へ	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○		
		廃棄物				
		温室効果ガス等				

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 土砂等の掘削を行い堰^{せき}や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- (3) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

6 発電用施設の建設事業（水力発電所）

対象事業			規則別表第1第3項事業内容の欄第1号又は第2号に該当する対象事業						
環境要素の区分			工 事			存 在 ・ 供 用			
			建設機械の稼働	両運資の搬材運に及び行用びい機る械車の	響よ造る成一等時の工的な事に影に	設地の形存在変及び施	貯水池の存在	河川の取水	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素		○				
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
			粉じん等	○	○				
			有害物質等						
		騒音	騒音	○	○				
		振動	振動	○	○				
		悪臭	悪臭						
	水環境	水質	水の濁り			○		○	
			水の汚れ					○	○
			水温					○	
			富栄養化					○	
			溶存酸素量					○	
			水素イオン濃度			○			
			有害物質等						
		底質	水底の泥土						
			水底の底質						
		地下水	地下水の水位						
	地下水の流れ								
	地下水の塩素イオン濃度								
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○	○		
	地盤	地下水の低下による地盤沈下							
	土壌	土壌汚染							
	その他	日照障害等							
的然の生保環確物全境保のの及多体び様系自性	植物	重要な種及び群落	○	○	○	○			
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○			
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○			
ふ人とあいの豊かな	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○		
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場		○			○		
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○			
荷環境への負	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○				
		廃棄物			○				
	温室効果ガス等								

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事及び機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み発電所の場合は取水堰等工事を行うこと。
 - (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - (3) 造成等の施工として、作業抗、土捨て場及び工事用道路の関連工事を行うこと。
 - (4) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路又は放水口）、発電所、開閉所及び管理用道路を有すること。
 - (5) 貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有すること。
 - (6) 河川の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有すること。

7 発電用施設の建設事業（火力発電所（地熱を利用するものを除く。））

対象事業			規則別表第1第3項事業内容の欄第3号又は第4号に該当する対象事業											
環境要素の区分	影響要因の区分		工 事			存 在 ・ 供 用								
			建設機械の稼働	運搬資材及び車両の運	る造一時的な影響	の地形改変及び施設	施設の稼働			資材等の搬出入	廃棄物の発生			
			排ガス	排水	温排水	機械等の稼働								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○			○				○		
			二酸化硫黄					○						
			浮遊粒子状物質					○						
			石炭粉じん				○				○			
			粉じん等	○	○								○	
			有害物質等											
	水環境	騒音	騒音	○	○							○	○	
			振動	○	○							○	○	
			悪臭											
			水質	水の濁り	○		○							
				水の汚れ							○			
				水温								○		
		富栄養化									○			
		溶存酸素量												
		水素イオン濃度												
		底質	有害物質等											
			水底の泥土											
			水底の底質											
		地下水	有害物質	○										
			地下水の水位											
	地下水の流れ													
	その他	地下水の塩素イオン濃度												
		流向及び流速					○			○				
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○							
			地下水の低下による地盤沈下											
		土壌	土壌汚染											
その他		日照障害等												
自然環境の多様性の確保及び	植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）	○	○	○	○								
		海域に成育する植物				○			○					
	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	○	○	○	○								
		海域に生息する動物				○			○					
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○									
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○								
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場		○		○					○			
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○								
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○									
		廃棄物			○						○			
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○							

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事及び建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
- (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地又は搬入道路の造成及び整地を行うこと。
- (4) 地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有すること。
- (5) 燃料の種類に、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油又は副生ガスがあること。
- (6) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。
- (7) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがあること。
- (8) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転があること。
- (9) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出があること。
- (10) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

8 発電用施設の建設事業（火力発電所（地熱を利用するものに限る。））

対象事業			規則別表第1第3項事業内容の欄第5号又は第6号に該当する対象事業							
環境要素の区分			影響要因の区分		工事		存在・供用			
			運搬資材及び車両の運	る造成等の工事による影響	の地形変化及び施設	施設の稼働			廃棄物の発生	
						及び地熱流体の還元	排ガス	排水		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	硫化水素						○	
			二酸化窒素	○						
			二酸化硫黄							
			浮遊粒子状物質							
			粉じん等	○						
			有害物質等							
		騒音	騒音							
	振動	振動								
	悪臭	悪臭								
	水環境	水質	水の濁り		○					
			水の汚れ						○	
			水温							
			富栄養化							
			溶存酸素量							
			水素イオン濃度							
			有害物質等							
		底質	水底の泥土							
			水底の底質							
		地下水	地下水の水位							
	地下水の流れ									
地下水の塩素イオン濃度										
その他	温泉					○				
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質		○	○					
		地盤	地下水の低下による地盤沈下							
	土壌	土壌汚染								
		地盤変動					○			
その他	日照障害等									
的然の生保環確物の全境保の多体び様系自性	植物	重要な種及び群落	○	○	○					
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○					
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○					
ふ人とあいの豊かな	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○					
		ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場	○		○				
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化			○					
荷環境への負	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○						
		廃棄物		○					○	
		温室効果ガス等								

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (2) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地又は搬入道路の造成及び整地、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行うこと。
- (3) 地形変化及び施設の存在として、地形変化等を実施し建設された地熱発電所を有すること。
- (4) 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用して還元井にて熱水を地下深度へ還元すること。
- (5) 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出すること。
- (6) 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出すること。
- (7) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

9 発電用施設の建設事業（風力発電所）

対象事業			規則別表第1第3項事業内容の欄第7号又は第8号に該当する対象事業				
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存 在 ・ 供 用	
			建設機械の稼働	運搬資材用及び車両の運	る造一時等の工事による影響	の地形存在変化及び施設	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等				
			有害物質等				
		騒音	騒音	○	○		○
	振動	振動		○			
	悪臭	悪臭					
	水環境	水質	水の濁り	○		○	
			水の汚れ				
			水温				
			富栄養化				
			溶存酸素量				
			水素イオン濃度				
			有害物質等				
		底質	水底の泥土				
			水底の底質				
			有害物質	○			
	地下水	地下水の水位					
		地下水の流れ					
地下水の塩素イオン濃度							
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○	
	地盤	地下水の低下による地盤沈下					
	土壌	土壌汚染					
	その他	風車の影				○	
		電波障害			○	○	
自生自然物環境の多様な様体系の確保及び	植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）	○	○	○	○	
		海域に成育する植物			○	○	
	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	○	○	○	○	
		海域に生息する動物			○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	
人の豊かな自然ふと	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場		○		○	
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○	
環境負荷へ	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○		
		廃棄物			○		
	温室効果ガス等						

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 - (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地又は搬入道路の造成及び整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 - (4) 地形変化及び施設の存在として、地形変化等を実施し建設された風力発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形変化等を伴う。
 - (5) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行うこと。

10 発電用施設の建設事業（太陽光発電所）

対象事業			規則別表第1第3項事業内容の欄第9号又は第10号に該当する対象事業							
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存在・供用				
			建設機械の稼働	に資材 いる及び 車機 両械 の運 行搬	一造 時的 等 の工 事 に よ る	存 在 地 形 改 変 及 び 施 設 の	施 設 の 稼 働	去 太 陽 光 パ ネ ル 等 の 撤 去	去 太 陽 光 パ ネ ル 等 の 撤 去	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○					
			二酸化硫黄							
			浮遊粒子状物質							
			粉じん等	○	○					
			有害物質等							
		騒音	騒音	○	○			○		
	振動	振動	○	○			○			
	悪臭	悪臭								
	水環境	水質	水の濁り			○	○			
			水の汚れ				○			
			水温							
			富栄養化				○			
			溶存酸素量				○			
			水素イオン濃度				○			
			有害物質等				○			
		底質	水底の泥土							
			水底の底質				○			
			有害物質等							
	地下水	地下水の水位								
		地下水の流れ								
地下水の塩素イオン濃度					○					
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○				
	地盤	地下水の低下による地盤沈下								
	土壌	土壌汚染				○				
	その他	光害（反射光）				○				
		電波障害								
自然的生物環境保全の多様な生態系	植物	重要な種及び群落	○	○	○	○		○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○		○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○		○		
人の豊かな自然ふと	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		○		
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場		○	○	○		○		
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化			○	○				
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○					
		廃棄物			○		○			
	温室効果ガス等				○	○				

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
 - (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地又は搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (4) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽光発電所を有すること。
また、太陽光発電所の敷地内における雑草抑制のために農薬の散布を行うこと。
 - (5) 施設の稼働として、太陽光発電所の運転を行うこと。
 - (6) 事業終了後に太陽光パネル等の撤去・廃棄を行うとともに、跡地の整地及び緑化を行うこと。

11 廃棄物の最終処分場の建設事業

対象事業			規則別表第1第4項事業内容の欄第1号又は第2号に該当する対象事業										
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存 在 ・ 供 用							
			建設機械の稼働	両運資の搬材運に及び行用いる機械車の	の最終処分場設置	在最終処分場の存	働覆廢土棄物の機械埋の稼・	の浸出液処理施設	行の廢棄物の車の運搬の				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○				○				
			二酸化硫黄										
			浮遊粒子状物質										
			粉じん等	○	○			○		○			
			有害物質等										
	水環境	水質	騒音	騒音	○	○			○	○	○		
				振動	○	○			○	○	○		
				悪臭					○				
				底質	地下水	水の濁り			○			○	
						水の汚れ						○	
						水温							
						富栄養化							○
		溶存酸素量											
		有害物質等									○		
		地下水	地下水の水位			○	○						
	地下水の流れ				○	○							
	地下水の塩素イオン濃度												
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○						
			地盤	地下水の低下による地盤沈下			○	○					
			土壌	土壌汚染									
その他			日照障害等										
自然の生物多様性の保全	植物	重要な種及び群落		○				○					
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○				○					
	生態系	地域を特徴づける生態系		○				○					
人の豊かな自然環境	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○							
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場			○	○							
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○							
負荷環境への	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○								
		廃棄物											
	温室効果ガス等	メタン						○					
		二酸化炭素	○	○			○	○					

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。
- (2) 主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
- (3) 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とすること。
- (4) 陸上埋立形式とすること。
- (5) 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の付帯設備を有すること。
- (6) 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。
- (7) 埋立を行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。

12 廃棄物の焼却施設の建設事業

対象事業			規則別表第1第4項事業内容の欄第3号又は第4号に該当する対象事業								
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存 在 ・ 供 用					
			建設機械の稼働	両運資の搬材運に及び用い機する械車の	の廃棄物の焼却施設の	の廃棄物の焼却施設	の廃棄物の焼却施設	の他の物の車の運搬			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					○	○		
			二酸化硫黄					○			
			浮遊粒子状物質					○	○		
			粉じん等	○	○						
			有害物質等					○			
		騒音	騒音	○	○			○	○		
	水環境	水質	振動	振動	○	○			○	○	
			悪臭	悪臭					○		
				水質	水の濁り			○		○	
					水の汚れ					○	
					水温						
					富栄養化					○	
					溶存酸素量						
		水素イオン濃度									
		底質	有害物質等					○			
			水底の泥土	水底の泥土							
				水底の底質							
		地下水	地下水の水位								
			地下水の流れ								
			地下水の塩素イオン濃度								
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○				
		地盤	地下水の低下による地盤沈下								
	土壌	土壌汚染									
	その他	日照障害等									
自然的生保環境の多様性	植物	重要な種及び群落		○			○				
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○			○				
	生態系	地域を特徴づける生態系		○			○				
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○				
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場					○				
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化					○				
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
		廃棄物					○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○				

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械を用いて、建築物、工作物等の設置の工事（既設工作物の撤去及び廃棄を含む。）を行うこと。
 - (2) 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと並びに工事関係者が車両により通勤すること。
 - (3) 樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (4) 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、通気設備、灰出し設備、余熱利用設備その他の主要施設及び管理棟、計量棟、洗車設備その他の付帯設備を有すること。
 - (5) 一般廃棄物の全連続燃焼式ごみ焼却施設とし、燃やせるごみにプラスチック類を含むこと。
 - (6) 排水は排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する方式であること。
 - (7) 焼却施設から焼却灰が発生すること。
 - (8) ごみ焼却用の資材の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出入が相当程度見込まれること。

13 し尿処理施設の建設事業

対象事業			規則別表第1第4項事業内容の欄第5号又は第6号に該当する対象事業								
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存 在 ・ 供 用					
			建設機械の稼働	両運資の搬材運に及び用い機る械車の	設し尿の処理工事施設の	存し尿処理施設の	稼し尿処理施設の	行の廃他の物の車の運の搬運そ			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					○	○		
			二酸化硫黄					○			
			浮遊粒子状物質					○			
			粉じん等	○	○						
			有害物質等								
		騒音	騒音	○	○			○	○		
	水環境	水質	振動	振動	○	○			○	○	
			悪臭	悪臭					○		
				水質	水の濁り			○		○	
					水の汚れ					○	
					水温						
					富栄養化					○	
					溶存酸素量						
		水素イオン濃度									
		底質	有害物質等								
			水底の泥土								
			水底の底質								
		地下水	地下水の水位								
			地下水の流れ								
			地下水の塩素イオン濃度								
土壌環境・その他の環境	地形及び地質		重要な地形及び地質				○				
	地盤	地下水の低下による地盤沈下									
	土壌	土壌汚染									
	その他	日照障害等									
自然的生保確物の全境保の及多体び様系自性	植物	重要な種及び群落		○			○				
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○			○				
	生態系	地域を特徴づける生態系		○			○				
れの人あ豊といか自然ふと	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場				○					
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○					
の環負境荷へ	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
		廃棄物				○					
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○				

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械を用いて、建築物、工作物等の設置の工事（既設工作物の撤去及び廃棄を含む。）を行うこと。
 - (2) 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと並びに工事関係者が車両により通勤すること。
 - (3) 樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (4) 受入・貯留設備、各種処理方法を用いた処理施設、消毒設備及び濃縮施設、脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の汚泥処理設備及び脱臭設備その他の主要施設及び管理棟、計量棟その他の付帯設備を有すること。
 - (5) 回収されたし尿を各種処理方法を用いた処理施設で集中処理する方式であること。
 - (6) 排水は排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する方式であること。
 - (7) し尿処理施設から汚泥が発生すること。
 - (8) ごみ焼却用の資材の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出入があること。

14 土地区画整理事業及び住宅団地の造成事業

対象事業			規則別表第1第5項事業内容の欄又は同表第7項事業内容の欄に該当する対象事業						
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事				存在・供用		
			建設機械の稼働	両運資の搬材に及び運行用い機械車の	雨水の排水	造成工事	敷地の存在(土)	構造物の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○				
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
			粉じん等	○	○				
			有害物質等						
		騒音	騒音	○	○				
		振動	振動	○	○				
		悪臭	悪臭						
	水環境	水質	水の濁り			○			
			水の汚れ						
			水温						
			富栄養化						
			溶存酸素量						
			水素イオン濃度						
			有害物質等						
		底質	水底の泥土						
			水底の底質						
			地下水	地下水の水位					
			地下水の流れ						
			地下水の塩素イオン濃度						
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
	地盤	地下水の低下による地盤沈下							
	土壌	土壌汚染							
	その他	日照阻害等							
自然的生保環境の全境保の及多体び様系自性	植物	重要な種及び群落			○			○	
	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○			○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○			○	
人の豊かな自然ふと	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場					○	○	
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化					○		
環境負荷へ	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○			
		廃棄物							
	温室効果ガス等								

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、敷地等の造成工事を行うこと。
- (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 雨水等の排水を行うこと。
- (4) 住宅地等の集中する市街地近郊で、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
- (5) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

15 流通業務団地の造成事業

対象事業			規則別表第1第6項事業内容の欄に該当する対象事業						
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事				存在・供用		
			建設機械の稼働	両運資の搬材の運行に及び機械車の	雨水の排水	造成工事	敷地の存在(土)	構造物の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○				
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
			粉じん等	○	○				
			有害物質等						
		騒音	騒音	○	○				
		振動	振動	○	○				
		悪臭	悪臭						
	水環境	水質	水の濁り			○			
			水の汚れ						
			水温						
			富栄養化						
			溶存酸素量						
			水素イオン濃度						
			有害物質等						
		底質	水底の泥土						
			水底の底質						
			地下水	地下水の水位					
			地下水の流れ						
		地下水の塩素イオン濃度							
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
	地盤	地下水の低下による地盤沈下							
	土壌	土壌汚染							
	その他	日照障害等							
自然的生保環境の多様性	植物	重要な種及び群落			○			○	
	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○			○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○			○	
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場					○	○	
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化					○		
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○			
		廃棄物							
	温室効果ガス等								

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、敷地等の造成工事を行うこと。
- (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 雨水等の排水を行うこと。
- (4) 住宅地等の集中する市街地近郊で、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
- (5) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供されること。

16 工業団地の造成事業及び複合開発事業

対象事業			規則別表第1第8項事業内容の欄又は同表第15項事業内容の欄に該当する対象事業							
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事				存 在 ・ 供 用			
			建設機械の稼働	両運資の搬材の運行に及びいる機械車の	雨水の排水	造成工事	敷地の存在(土)	構造物の存在	工場の稼働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○					○
			二酸化硫黄							○
			浮遊粒子状物質							○
			粉じん等	○	○					
			有害物質等							
		騒音	騒音	○	○					
		振動	振動	○	○					
	悪臭	悪臭								
	水環境	水質	水の濁り			○				○
			水の汚れ							○
			水温							
			富栄養化							
			溶存酸素量							
			水素イオン濃度							
			有害物質等							
		底質	水底の泥土							
			水底の底質							
			地下水							
	地下水	地下水の水位								
		地下水の流れ								
地下水の塩素イオン濃度										
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○			
	地盤	地下水の低下による地盤沈下								
	土壌	土壌汚染								
	その他	日照障害等								
自然の生物環境保全の多様性	植物	重要な種及び群落			○			○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○			○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○			○		
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○		
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場					○	○		
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化					○			
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○				
		廃棄物								
	温室効果ガス等									

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、敷地等の造成工事を行うこと。
- (2) 車両により工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 雨水等の排水を行うこと。
- (4) 排水は排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する方式であること。
- (5) 住宅地等の集中する市街地近郊で、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
- (6) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供されること。
- (7) 工場等がまとめて立地されるため、個別の工場に対する規制で想定している環境影響より大きな影響が発生することが予想されること。

17 レクリエーション施設の建設事業

対象事業			規則別表第1第9項事業内容の欄に該当する対象事業										
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事				存 在 ・ 供 用						
			建設機械の稼働	両運資の搬材に及び用いる機械の	雨水の排水	造成工事	敷地の存在(土)	構造物の存在	レクリエーション施設の利用	利用者の車の両の運			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素									○	
			二酸化硫黄										
			浮遊粒子状物質										
			粉じん等	○	○								
			有害物質等										
		騒音	騒音	○	○								○
	振動	振動	○	○								○	
	悪臭	悪臭											
	水環境	水質	水の濁り			○							
			水の汚れ									○	
			水温										
			富栄養化										
			溶存酸素量										
			水素イオン濃度										
			有害物質等										
		底質	水底の泥土										
			水底の底質										
		地下水	地下水の水位										
	地下水の流れ												
	地下水の塩素イオン濃度												
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○						
		地盤	地下水の低下による地盤沈下										
	土壌	土壌汚染											
	その他	日照障害等											
自然的生保確物の全境保の及多体び様系自性	植物	重要な種及び群落			○						○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○						○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○						○		
人の豊かな自然ふと	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○				
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場						○	○				
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化						○					
の環境荷へ	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○							
		廃棄物									○		
		温室効果ガス等											

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械を用いて、建築物、工作物等の設置の工事（既設工作物の撤去及び廃棄を含む。）を行うこと。
 - (2) 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと並びに工事関係者が車両により通勤すること。
 - (3) 雨水等の排水を行うこと。
 - (4) 樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (5) 工事の完了後、敷地がゴルフコース、スキー場その他の運動・レジャー施設である工作物等の用に供されること。
 - (6) 施設の利用により、生活排水の一時的な増大を伴うこと。
 - (7) レクリエーション施設から産業廃棄物が発生すること。
 - (8) レクリエーション施設用資材の搬出入、利用者又は従業員の車両通行及び廃棄物等の処理のための搬出があること。

18 土石の採取又は鉱物の掘採の事業

対象事業			規則別表第1 第10項事業内容の欄に該当する対象事業				
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事	存 在 ・ 供 用			
			立木の伐採等	地土の存在採取等の跡	業土活動採取等の事	向運土の搬石又は他の鉱物の車の	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素				○
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等			○	
		有害物質等					
		騒音	騒音			○	○
	振動	振動			○	○	
	悪臭	悪臭					
	水環境	水質	水の濁り			○	
			水の汚れ				
			水温				
			富栄養化				
			溶存酸素量				
			水素イオン濃度				
			有害物質等				
		底質	水底の泥土				
			水底の底質				
		地下水	地下水の水位				
	地下水の流れ						
	地下水の塩素イオン濃度						
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○		
	地盤	地下水の低下による地盤沈下					
	土壌	土壌汚染					
	その他	日照障害等					
自然的環境保全の多様性	植物	重要な種及び群落	○		○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○		○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	○		○		
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		○	○		
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場			○		
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化		○			
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○				
	温室効果ガス等	廃棄物					

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 樹木の伐採を行うこと。
- (2) 土石採取又は鉱物掘採の跡地が存在すること。
- (3) 採取機械を用いて土石採取又は鉱物掘採の活動を行うこと。
- (4) 土石又は鉱物の搬出、従業員の通勤等があること。

19 工場又は事業場の建設事業

対象事業			規則別表第1第11項事業内容の欄に該当する対象事業								
影響要因の区分			工 事			存 在 ・ 供 用					
			建設機械の稼働	両運資の搬材運に及びる機械車の	工場等の設置の	工場等の存在	工場等における	他の等の車の運搬			
環境要素の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					○	○		
			二酸化硫黄					○			
			浮遊粒子状物質					○	○		
			粉じん等	○	○						
			有害物質等								
		騒音	騒音	○	○			○	○		
	水環境	水質	振動	振動	○	○			○	○	
			悪臭	悪臭					○		
			水質	水の濁り			○			○	
				水の汚れ						○	
				水温							
				富栄養化						○	
				溶存酸素量							
		水素イオン濃度									
		底質	有害物質等								
			水底の泥土								
			水底の底質						○		
		地下水	地下水の水位						○		
			地下水の流れ								
			地下水の塩素イオン濃度								
土壌環境・その他の環境	地形及び地質		重要な地形及び地質				○				
	地盤	地下水の低下による地盤沈下					○				
	土壌	土壌汚染									
	その他	日照障害等									
自然の生物多様性の保全	植物	重要な種及び群落		○			○				
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○			○				
	生態系	地域を特徴づける生態系		○			○				
人の豊かな自然環境	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場				○					
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○					
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
		廃棄物					○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○				

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を用いて、建築物、工作物等の設置の工事（既設工作物の撤去及び廃棄を含む。）を行うこと。
- (2) 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと並びに工事関係者が車両により通勤すること。
- (3) 樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
- (4) ばい煙発生施設又は排水処理施設を有すること。
- (5) 燃料その他の物の燃焼に伴いばい煙が発生し、大気中に排出される方式であること。
- (6) 工場等から排出される汚水又は廃液は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する方式であること。
- (7) 排水に人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を含むこと。
- (8) 工場等から産業廃棄物が発生すること。
- (9) 資材、製品等の搬出入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出が相当程度見込まれること。

20 下水道終末処理場の建設事業

対象事業			規則別表第1第12項事業内容の欄に該当する対象事業						
影響要因の区分			工 事			存 在 ・ 供 用			
			建設機械の稼働	両運資の搬材運に及びる機械車の	場下の水道設置終末工事	場下の水道存在終末処理	場下の水道稼働終末処理	他の物の運搬	
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素					○	○
			二酸化硫黄					○	
			浮遊粒子状物質					○	
			粉じん等	○	○				
			有害物質等						
		騒音	騒音	○	○			○	○
	振動	振動	○	○			○	○	
	悪臭	悪臭					○		
	水環境	水質	水の濁り			○		○	
			水の汚れ					○	
			水温						
			富栄養化					○	
			溶存酸素量						
			水素イオン濃度						
			有害物質等						
		底質	水底の泥土						
			水底の底質					○	
		地下水	地下水の水位						
	地下水の流れ								
	地下水の塩素イオン濃度								
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
	地盤	地下水の低下による地盤沈下							
	土壌	土壌汚染							
	その他	日照障害等							
自然の生物多様性の保全	植物	重要な種及び群落		○			○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○			○		
	生態系	地域を特徴づける生態系		○			○		
人の豊かな自然環境	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場				○			
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○			
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○				
	温室効果ガス等	廃棄物					○		

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械を用いて、建築物、工作物等の設置の工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
 - (2) 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと並びに工事関係者が車両により通勤すること。
 - (3) 樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (4) 沈殿処理施設、生物処理施設、ろ過施設、消毒施設その他の水処理施設及び脱水施設、生物処理施設、焼却施設、溶融施設その他の汚泥処理施設及びその他の付帯設備を有すること。
 - (5) 下水管を通して運ばれたし尿等を各種処理方法を用いた処理施設で集中処理する方式であること。
 - (6) 排水を排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する方式であること。
 - (7) 排出する水又は廃液に人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を含むこと。
 - (8) 下水道処理施設から汚泥等の廃棄物が発生すること。
 - (9) 下水処理用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出があること。

21 畜産施設の建設事業

対象事業			規則別表第1 第13項事業内容の欄に該当する対象事業						
影響要因の区分			工 事			存 在 ・ 供 用			
			建設機械の稼働	両運資の搬材の運行に及びる機械車の	の畜産施設の設置	畜産施設の存在	る畜産施設における	の廃棄物の運搬	
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素						○
			二酸化硫黄						
			浮遊粒子状物質						
			粉じん等	○	○				
		有害物質等							
		騒音	騒音	○	○				○
	振動		○	○				○	
	悪臭						○		
	水環境	水質	水の濁り			○		○	
			水の汚れ					○	
			水温						
			富栄養化					○	
			溶存酸素量						
			水素イオン濃度						
			有害物質等						
		底質	水底の泥土						
			水底の底質						
		地下水	地下水の水位						
	地下水の流れ								
	地下水の塩素イオン濃度								
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
	地盤	地下水の低下による地盤沈下							
	土壌	土壌汚染							
	その他	日照障害等							
自然的生保環境の多様性	植物	重要な種及び群落		○			○		
	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○			○		
	生態系	地域を特徴づける生態系		○			○		
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場				○			
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○			
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○				
	温室効果ガス等	廃棄物					○		

(注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を用いて、建築物、工作物等の設置の工事（既設工作物の撤去及び廃棄を含む。）を行うこと。
- (2) 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと並びに工事関係者が車両により通勤すること。
- (3) 樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
- (4) 畜舎、家畜排せつ物処理施設その他の付帯設備を有すること。
- (5) 畜産施設から排出される尿又は汚水を浄化処理施設で処理した後に公共用水域に排水する方式であること。
- (6) 畜産処理施設からふん尿が発生すること。
- (7) 飼料等の搬入、従業員の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出があること。

22 建築物の建設事業

対象事業			規則別表第1第14項事業内容の欄に該当する対象事業				
影響要因の区分 環境要素の区分			工 事			存在・供用	
			建設機械の稼働	両運資の搬材の運に及び用い機械車の	工建築物の設置の	建築物の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○		
			二酸化硫黄				
			浮遊粒子状物質				
			粉じん等	○	○		
			有害物質等				
		騒音	騒音	○	○		
		振動	振動	○	○		
		悪臭	悪臭				
	水環境	水質	水の濁り			○	
			水の汚れ				
			水温				
			富栄養化				
			溶存酸素量				
			水素イオン濃度				
			有害物質等				
		底質	水底の泥土				
			水底の底質				
		地下水	地下水の水位				
	地下水の流れ						
	地下水の塩素イオン濃度						
土壌環境・その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
	地盤	地下水の低下による地盤沈下					
	土壌	土壌汚染					
	その他	日照障害等				○	
自然的生保環境の多様性	植物	重要な種及び群落					
	動物	重要な種及び注目すべき生息地					
	生態系	地域を特徴づける生態系					
人の豊かな自然	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	ふれあい活動の場	主要な人と自然とのふれあいの活動の場				○	
	地域及び文化	地域の成り立ちと地域文化				○	
環境負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○		
	温室効果ガス等	廃棄物					

- (注) この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
- (1) 建設機械を用いて、建築物、工作物等の設置の工事（既設工作物の撤去及び廃棄を含む。）を行うこと。
 - (2) 建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと並びに工事関係者が車両により通勤すること。
 - (3) 住宅地等の集中する市街地近郊で、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。
 - (4) 屋根及び柱若しくは壁を有する工作物（建築設備を含む。）を有すること。
 - (5) 排水を公共下水道に排水する方式であること。

- 備考
- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 - 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - 3 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
 - 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 - 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - 8 この表において「主要な人と自然とのふれあいの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然とのふれあいの活動の場をいう。
 - 9 この表において「建設工事に伴う副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、建設廃棄物を含む。

別表2 (参考手法)

環境要素の区分	影響要因の区分(細区分)	調査の手法	予測の方法
<p>二酸化窒素</p>	<p>建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 資材等の搬出入 廃棄物の運搬その他の車両の運行 利用者の車両その他の車両の運行 土石又は鉱物の運搬その他の車両の運行 製品等の運搬その他の車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 イ 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 ロ 風の状況 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同省令第1条の3第1項の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
	<p>自動車の走行 火力発電所の稼働(排ガス) 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 工場の稼働 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 イ 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 ロ 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同省令第1条の3第1項の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 自動車の走行にあっては計画交通量の発生が見込まれる時期 その他にあっては事業活動が定常状態になる時期及び二酸化窒素に係る環境影響が最大になる時期</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	
二酸化硫黄	火力発電所の稼働(排ガス) 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 工場の稼働 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働	1 調査すべき情報 イ 二酸化硫黄の濃度の状況 ロ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 イ 二酸化硫黄の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 ロ 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同省令第1条の3第1項の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化硫黄に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び二酸化硫黄に係る環境影響が最大になる時期
浮遊粒子状物質	自動車の走行 火力発電所の稼働(排ガス) 廃棄物焼却施設の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行 し尿処理施設の稼働 工場の稼働 工場等における事業活動 製品等の運搬その他の車両の運行 下水道終末処理場の稼働	1 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 ロ 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同省令第1条の3第1項の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 自動車の走行にあっては計画交通量の発生が見込まれる時期 その他にあっては事業活動が定常状態になる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期
石炭粉じん	火力発電所の存在、稼働	1 調査すべき情報 イ 降下ばいじんの状況 ロ 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 降下ばいじんの状況 デポジットゲージ又はダストジャーによる測定の方法</p> <p>ロ 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
粉じん等	<p>建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ダム の 堤 体 の 工 事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 せき 堰の工事 護岸の工事 せき 堰の掘削の工事 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 堤防の工事 資材等の搬出入 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行 土石採取等の事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 気象の状況 ロ 廃棄物の最終処分場に係る影響要因にあつては、粉じん等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>
大気質に係る有害物質等	<p>廃棄物焼却施設の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 有害物質等の状況 ロ 気象等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 有害物質等の状況 環境基準に規定する有害物質等に係る測定の方法又はその他適切な方法</p> <p>ロ 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同省令第1条の3第</p>	<p>1 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握で</p>

環境要素の区分	影響要因の区分(細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>1 項の表第6号イに規定する風向の観測の方法</p> <p>3 調査地域 有害物質等の拡散の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害な物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質等の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>きる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>
硫化水素	地熱発電所の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報 イ 硫化水素の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(気象の状況については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 硫化水素の拡散の特性を踏まえて硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 硫化水素の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間(高層の気象の状況を調査する場合は、春夏秋冬ごとにそれぞれ1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算又は風洞模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえて硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)</p>
騒音	建設機械の稼働 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 せき堰の工事 護岸の工事 せき堰の掘削の工事 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 堤防の工事 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 土石採取等の事業活動	<p>1 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	浸出液処理施設の稼働 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働	1 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第4条第1項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 自動車の走行 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 せき堰の工事 護岸の工事 せき堰の掘削の工事 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 堤防の工事 資材等の搬出入 廃棄物の運搬その他の車両の運行 利用者の車両その他の車両の運行 土石又は鉱物の運搬その他の車両の運行 製品等の運搬その他の車両の運行	1 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 道路の沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
	火力発電所の稼働 風力発電所の稼働 太陽光発電所の稼働	1 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏ま

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>えて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態になる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
振動	<p>建設機械の稼働 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 せき堰の工事 護岸の工事 せき堰の掘削の工事 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 堤防の工事 火力発電所の稼働 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 浸出液処理施設の稼働 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 土石採取等の事業活動 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の発生特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 自動車の走行 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 せき堰の工事 護岸の工事 せき堰の掘削の工事 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 堤防の工事 資材等の搬出入 廃棄物の運搬その他の車両の運行 利用者の車両その他の車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地盤の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（道路交通の振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考第4項及び第7項に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の発生特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価する</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	土石又は鉱物の運搬その他の車両の運行 製品等の運搬その他の車両の運行	ために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
悪臭	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働 畜産施設における事業活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報（臭気指数については、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条の規定により定められた方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同府令第5条に規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び悪臭に係る影響が最大になる時期
水の濁り	建設機械の稼働 切土工等の工事による一時的な影響 工事施工ヤードの設置 工所用道路の設置 休憩所の供用 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工所用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 せき 堰の工事 護岸の工事 せき 堰の掘削の工事 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 堤防の工事 最終処分場設置の工事 浸出液処理施設の稼働 廃棄物焼却施設の設置の工事 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の設置の工事 し尿処理施設の稼働 雨水の排水 工場の稼働 土石採取等の事業活動 工場等の設置の工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） ロ 気象の状況 ハ 土質の状況 ニ 流れの状況 2 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質の測定の方法に用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域 4 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 浮遊物質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	工場等における事業活動 下水道終末処理場の設置の工事 下水道終末処理場の稼働 畜産施設の設置の工事 畜産施設における事業活動 建築物の設置の工事 工作物の撤去又は廃棄後の跡地の存在		
	ダム等の供用及び貯水池の存在 放水路の存在及び供用貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>イ 濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>ハ ダムの供用及び貯水池の存在にあつては、水温の状況</p> <p>ニ 放水路の存在及び供用にあつては、放流先の水域の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質質量の測定の方法に用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期</p> <p>洪水時の放水路の供用によって土砂による水の濁りに係る環境影響が発生する時期</p>
水の汚れ	休憩所の供用貯水池の存在 河川の取水 火力発電所の稼働(排水) 地熱発電所の稼働(排水) 浸出液処理施設の稼働 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 工場の稼働 レクリエーション施設の利用 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況</p> <p>ロ 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	働 畜産施設における事業活動	<p>を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>て予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>
	太陽光発電所の存在	<p>1 調査すべき情報 イ 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況及び農薬の濃度の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況及び農薬の濃度の状況 ロ 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 イ 河川にあっては生物化学的酸素要求量及び農薬の濃度について事例の引用若しくは解析 ロ 海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量及び農薬の濃度について事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態になる時期</p>
水 温	ダム の供用及び貯水池の存在 貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 イ 水温及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 ダムの供用または発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	火力発電所の稼働(温排水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 水温の状況 ロ 流況の状況 2 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面 4 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 原則として1年間 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 数値モデルによる数値計算又は水理模型実験 2 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)
富栄養化	ダムの供用及び貯水池の存在 せき 堰の供用及び たん 湛水区域の存在 貯水池の存在 火力発電所の稼働(排水) 浸出液処理施設の稼働 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働 畜産施設における事業活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況 ハ 水温の状況 2 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報(富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準があるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 事業活動が定常状態になる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期
溶存酸素量	ダムの供用及び貯水池の存在 せき 堰の供用及び たん 湛水区域の存在 貯水池の存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 溶存酸素量の状況 ロ 水温の状況 2 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶

環境要素の区分	影響要因の区分(細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 ダム又は堰の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大になる時期</p>
水素イオン濃度	ダムの堤体の工事造成等の工事による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 ダムの堤体の工事実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 影響要因である工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水質に係る有害物質等	浸出液処理施設の稼働 廃棄物焼却施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 イ 有害物質等の状況 ロ 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質等の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法並びにダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準に規定するダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質等の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>

環境要素の区分	影響要因の区分(細区分)	調査の手法	予測の方法
水底の泥土	せき堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 イ 水底の泥土及びその調査時の流量 ロ 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 せき堰の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期及び水底の泥土に係る環境影響が最大になる時期</p>
水底の底質	工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働	<p>1 調査すべき情報 公共用水域の水底の底質の状況及び調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(底質の状況については、「底質調査方法について」(昭和63年9月8日付環水管第127号環境庁水質保全局長通達)に掲げる方法に準拠するもの又は日本工業規格等の方法によるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水底の底質の特性を踏まえて水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の底質の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水底の底質の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水底の底質の特性を踏まえて水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水底の底質の特性を踏まえて予測地域における水底の底質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水底の底質に係る環境影響が最大になる時期</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に1回	3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期
地下水の水位	せき堰の供用及びたん湛水区域の存在 放水路の存在及び供用 最終処分場設置の工事 最終処分場の存在 工場等における事業活動	1 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ せき堰の供用及びたん湛水区域の存在にあっては、河川の水位の状況 ニ 放水路の存在及び供用にあっては、地下水の利用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び地下水の水位に係る環境影響が最大になる時期
地下水の流れ	最終処分場設置の工事 最終処分場の存在	1 調査すべき情報 イ 地下水の状況 ロ 地下水の利用状況 ハ 地形及び地質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて予測地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び地下水の水位に係る環境影響が最大になる時期
地下水の塩素イオン濃度	放水路の存在及び供用	1 調査すべき情報 イ 地下水の塩素イオン（塩化物イオン）濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 2 調査の基本的な手法	1 予測の基本的な手法 塩素イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 放水路が供用され定常状態になる時期及び地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が最大になる時期</p>
流向及び流速	火力発電所の存在 火力発電所の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地形変化及び施設の存在、又は施設の稼働による流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)</p>
温泉	地熱発電所の稼働(地熱流体の採取及び熱水の還元)	<p>1 調査すべき情報 温泉の分布、主成分、温度及びゆう出量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 温泉に係る特性を踏まえて予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)</p>
重要な地形及び地質	工事施工ヤードの設置 工事用道路の設置 道路(地表式又は掘割式)の存在 道路(嵩上げ式)の存在 農道又は林道の存在	<p>1 調査すべき情報 イ 地形及び地質の概況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	施工設備及び工事用道路の設置の工事 ダムの堤体の存在 原石山の跡地の存在 道路の存在 建設発生土処理場の跡地の存在 ダムの供用及び貯水池の存在 せき堰及び護岸の存在 せき堰の供用及び湛水区域の存在 放水路の存在及び供用 水力発電所の存在 貯水池の存在 火力発電所の存在 地熱発電所の存在 風力発電所の存在 太陽光発電所の存在 最終処分場設置の工事 最終処分場の存在 廃棄物焼却施設の存在 し尿処理施設の存在 敷地の存在(土地の改変) 土石採取等の事業活動 工場等の存在 下水道終末処理場の存在 畜産施設の存在 建築物の存在	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
地下水の水位の低下による地盤沈下	放水路の存在及び供用 最終処分場設置の工事 最終処分場の存在 工場等における事業活動	1 調査すべき情報 イ 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び地下水の水位に係る環境影響が最大になる時期
土壌汚染		1 調査すべき情報 イ 土壌汚染の状況 ロ 地質の状況 ハ 地下水の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて土壌汚

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>(土壌汚染の状況にあつては、環境基準に規定する土壌汚染に係る測定の方法又はその他適切な方法を用いられたものとする。)の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性及び地下水の流れの特性を踏まえて予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び土壌汚染に係る環境影響が最大になる時期</p>
地盤変動	地熱発電所の稼働(地熱流体の採取及び熱水の還元)	<p>1 調査すべき情報 地盤変動の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)</p>
日照障害	道路(嵩 ^{かさ} 上げ式)の存在 建築物の存在	<p>1 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 道路(嵩^{かさ}上げ式)又は建築物の設置が完了する時期</p>
風車の影	風力発電所の稼働	<p>1 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の</p>	<p>1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土地</p>

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期	利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期
電波障害	風力発電所の存在 風力発電所の稼働 太陽光発電所の存在 太陽光発電所の稼働	1 調査すべき情報 イ 電波の状況 ロ 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 電波の状況及び地形の特性を踏まえて電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 電波の状況及び地形の特性を踏まえて調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 電波の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、電波の状況及び地形の特性を踏まえて電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 電波の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における電波障害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び電波障害に係る環境影響が最大になる時期
光害 (反射光)	太陽光発電所の存在	1 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて光害(反射光)に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて調査地域における光害(反射光)に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて冬至日、春分日又は秋分日、夏至日の3回	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて光害(反射光)に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における光害(反射光)に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び光害(反射光)に係る環境影響が最大になる時期
重要な種及び群落(海域に生育するものを除く。)	規則別表第1第14項の事業内容の欄に該当する事業(建築物の建設の事業)以外の事業の影響要因	1 調査すべき情報 イ 植生(大小の縮尺率が異なる植生図を含む。) ロ 種子植物、シダ植物その他重要な植物に係る植物相 ハ 重要な植物の種(変種等を含む。)及び植	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>物群落の分布並びにその生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 イ 水生植物及び植生については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、当該事業の工事の実施及び供用に伴う施設の存在によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 陸生植物及び植生については、対象事業実施区域及びその周辺の区域で地域の自然環境の状況が把握できる範囲</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生育する植物	火力発電所の存在 造成等の工事による一時的な影響 風力発電所の存在	<p>1 調査すべき情報 イ 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生植物及び藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	火力発電所の稼働（温排水）	<p>1 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 藻場、さんご礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び藻場、さんご礁における植物の</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生植物及び藻場、さんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

環境要素の区分	影響要因の区分(細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び藻場、さんご礁における植物の生育環境への影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び藻場、さんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)</p>	<p>規則別表第1第14項の事業内容の欄に該当する事業(建築物の建設の事業)以外の事業の影響要因</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 ロ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、当該事業の工事の実施及び供用に伴う施設の有無によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期(廃棄物の最終処分場に係る影響要因にあっては時期及び時間帯)</p>
<p>海域に生息する動物</p>	<p>火力発電所の存在造成等の工事による一時的な影響 風力発電所の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物(動物)、底生生物(動物)、動物プランクトン、卵・稚仔(以下「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況 ロ 藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏</p>

環境要素の区分	影響要因の区分(細区分)	調査の手法	予測の方法
		又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	まえて海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	火力発電所の稼働(温排水)	1 調査すべき情報 イ 海生動物の主な種類及び分布の状況 ロ 藻場、さんご礁の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び藻場、さんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	規則別表第1第14項の事業内容の欄に該当する事業(建築物の建設の事業)以外の事業の影響要因	1 調査すべき情報 イ 存在する生態系の類型とその概況 ロ 動植物その他の自然環境に係る概況 ハ 上位性、典型性、特殊性の視点から注目される複数の動植物等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 イ 水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、当該事業の工事の実施及び供用に伴う施設の存在によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度(ダム of 堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在にあっては、土砂の移動に関する計算又は事例の引用若しくは解析により把握された貯水池内の河床の変化の程度及び事例の引用又は解析により把握されたダム of 下流の河床の変化の程度を含む。)を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

環境要素の区分	影響要因の区分(細区分)	調査の手法	予測の方法
		<p>の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>道路（地表式又は掘割式）の存在 道路（嵩上げ式）の存在 農道又は林道の存在 ダム の 堤 体 の 存 在 原石山 の 跡 地 の 存 在 道路 の 存 在 建設発生土処理場の跡地の存在 ダム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在 せき堰及び護岸の存在 せき堰の供用及び湛水区域の存在 放水路の存在及び供用水力発電所の存在 貯水池の存在 火力発電所の存在 地熱発電所の存在 風力発電所の存在 太陽光発電所の存在 太陽光パネル等の撤去・廃棄後の緑化 最終処分場の存在 廃棄物焼却施設の存在 し尿処理施設の存在 敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在 土石採取等の跡地の存在 土石採取等の事業活動工場等の存在 下水道終末処理場の存在 畜産施設の存在 建築物の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 廃棄物の最終処分場の存在にあっては対象事業実施区域及びその周辺の区域 その他にあっては主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然とのふれあいの活動の場</p>	<p>道路（地表式又は掘割式）の存在 道路（嵩上げ式）の存在 農道又は林道の存在 ダム の 堤 体 の 工 事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 ダム の 堤 体 の 存 在 原石山 の 跡 地 の 存 在 道路 の 存 在 建設発生土処理場の跡地の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 イ 人と自然とのふれあいの活動の場の概況 ロ 主要な人と自然とのふれあいの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 人と自然とのふれあいの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然とのふれあいの活動の場の特性を踏</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な人と自然とのふれあいの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、人と自然とのふれあいの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然とのふれあいの活動の場の特性を踏ま</p>

環境要素 の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	ダムの供用及び貯水池の存在 堰の工事 護岸の工事 堰の掘削の工事 堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 堤防の工事 放水路の存在及び供用 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 水力発電所の存在 貯水池の存在 河川の取水 火力発電所の存在 資材等の搬出入 地熱発電所の存在 風力発電所の存在 太陽光発電所の存在 太陽光パネル等の撤去・廃棄後の緑化 最終処分場設置の工事 最終処分場の存在 廃棄物焼却施設の存在 し尿処理施設の存在 敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在 土石採取等の事業活動 工場等の存在 下水道終末処理場の存在 畜産施設の存在 建築物の存在	まえて調査地域における主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	えて主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域及び文化	道路（地表式又は掘割式）の存在 道路（嵩上げ式）の存在 農道又は林道の存在 ダムの供用及び貯水池の存在 堰の供用及び湛水区域の存在 放水路の存在及び供用 最終処分場の存在 廃棄物焼却施設の存在 し尿処理施設の存在 敷地の存在（土地の改変） 土石採取等の跡地の存在 工場等の存在 下水道終末処理場の存在 畜産施設の存在 建築物の存在	1 調査すべき情報 イ 地域社会の状況 ロ 歴史的文化的資源の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析（必要に応じ関係市町村、教育委員会、学識経験者等から聴取し、指導又は助言を受けるものとする。） 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域	1 予測の基本的な手法 環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地域の特性を踏まえて地域社会及び歴史的文化的資源に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 地域の特性を踏まえて地域社会及び歴史的文化的資源に係る環境影響を的確に把握できる時期

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
建設工事に伴う副産物	切土工等の工事による一時的な影響 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事 せき堰の工事 護岸の工事 せき堰の掘削の工事 洪水を分流させる施設の工事 放水路の掘削の工事 最終処分場設置の工事 廃棄物焼却施設の設置の工事 し尿処理施設の設置の工事 造成工事 立木の伐採等 工場等の設置の工事 下水道終末処理場の設置の工事 畜産施設の設置の工事 建築物の設置の工事		1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 影響要因である工事の期間
廃棄物	ダムの供用及び貯水池の存在 造成等の工事による一時的な影響 火力発電所の供用 地熱発電所の供用 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働 レクリエーション施設の利用 工場等における事業活動 下水道終末処理場の稼働 畜産施設における事業活動		1 予測の基本的な手法 発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び廃棄物の発生量が最大になる時期
	太陽光パネルの撤去・廃棄	調査すべき情報 事業終了後に発生する廃棄物の種類ごとの発生の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業終了後
二酸化炭素	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の運搬その他の車両の運行 火力発電所の稼働(排ガス) 廃棄物焼却施設の稼働 し尿処理施設の稼働		1 予測の基本的な手法 イ 事例の引用又は解析 ロ 影響要因である稼働又は活動に伴い発生する二酸化炭素の排出の特性を把握した上で、同種の施設又は工場等からの排出量との比較 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等

環境要素の区分	影響要因の区分 (細区分)	調査の手法	予測の方法
	工場等における事業活動		事業活動が定常状態となる時期及び二酸化炭素の発生量が最大になる時期
	太陽光発電所の地形の 改変及び施設が存在	1 調査すべき情報 森林の伐採量 2 調査の基本的な手法 森林簿その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域	1 予測の基本的な手法 イ 事例の引用又は解析 ロ 森林の伐採に伴う森林の二酸化炭素吸収量の減少の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 樹木の伐採後
	太陽光発電所の稼働		1 予測の基本的な手法 イ 事例の引用又は解析 ロ 同規模の化石燃料を使用した発電事業と比較した二酸化炭素発生量の低減効果の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期
メタン	浸出液処理施設の稼働	調査すべき情報 最終処分場において処分する廃棄物の組成	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及びメタンの発生量が最大になる時期